

- 右委員中、事業主側及被保險者側、任命及医師側及薬剤師側、任命等、同致スルベシ。
- 工場法、鉱業法、適用範圍、公傷病、対シテハ、工場法、鉱業法、既得権ヲ侵害セザル方法ヲ以テ、被保險者ヲ過スベシ。
- 保險組合、理事長、選挙ハ、選挙権及被選挙権、平等ナルベシ。
- 給付ハ、最低限度ヲ規定スル方針ヲトルベシ。
- 保險署専属、診療所ヲ設置スベシ。
- 給付ニ関スル統テ、手續ヲ簡單ニスルト、傷病手当金等、支給ハ、事業主、立替、於テ、勸令ヲ以テ定ムベシ。
- 療養給付ニ際シ、療養証明書制度ヲ撤廃シ、医師診察ニ際シ、発行スル処方箋、金制ヲ撤廃スベシ。
- 家族、範圍ハ、民法第九百四十四条ニ依リ、被保險者ヲ扶養シ、義務ヲ負フモノ、内、其、家屋ニ同居スルモノニ定ムベシ。

以上

大正十四年法律第四十七号

衆議院議員選挙法中改正法律案

提発理由

現行選挙法は、幾多の欠点に於て、國民政治参加の自由を、抑圧するが故に、改正の者は、既に、我國の輿論を、驚かし居り、我々は茲に、其、最顯著なる、不合理の点、を、列記し、これ、改正を期せんとするものあり、これ、本改正案を提発する所以あり。

衆議院議員選挙法中改正法律案

- 一 第五條ヲ、如ク改正ス。
- 帝國國民ニシテ、満二十歳以上ノ者ハ、選挙権及被選挙権ヲ有ス。
- 二 第六條ヲ、如ク改正ス。
- 凡ソ、満十九歳ノ選挙権及被選挙権ヲ有セス。